交通基盤部発注工事におけるICT活用工事の試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、交通基盤部が発注する建設工事において、「ICTの全面的な活用」(以下、「ICT活用工事」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(対象とする工事)

- 第2条 ICT活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とする。
 - (1) 土工 (当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。) 原則として、土工数量1,000m³以上の以下の工種を含む全ての発注工事。
 - ・河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工
 - ・港湾土木の土工(補助事業、交付金事業は除く)
 - ・作業土工(床掘)
 - ※ 土工量 1,000 m^3 以上の工事とは、土の移動量の計が 1,000 m^3 以上のものである。 例えば、掘削土量 500 m^3 、埋戻し土量 500 m^3 の工事は 1,000 m^3 と数える。
 - ※ 作業土工のみの工事は、対象としない。
 - (2)舗装工(当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。) 原則として、舗装面積 2,000m²以上の以下の工種を含む全ての発注工事。
 - 不陸整正工
 - 下層路盤工
 - ・上層路盤工(加熱瀝青安定処理材は除く)
 - ・切削オーバーレイエ
 - 路面切削工
 - (3) 浚渫工(当該工種のICT活用工事を「ICT浚渫工」という。) 原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。
 - 港湾浚渫工
 - (4) 地盤改良工(当該工種のICT活用工事を「ICT地盤改良工」という。) 原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。
 - 路床安定処理工
 - 表層安定処理工
 - ·固結工(中層混合処理)
 - ・固結工(スラリー撹拌工)
 - (5) 法面工(当該工種のICT活用工事を「ICT法面工」という。) 原則として、ICT土工の対象工事において実施する。
 - 植生工
 - ・吹付工(コンクリート、モルタル)
 - 吹付法枠工
 - (6) 付帯構造物設置工(当該工種のICT活用工事を「ICT付帯構造物設置工」という。) 原則として、ICT土工の対象工事において実施する。
 - ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工
 - ・基礎工 (護岸)
 - •暗渠工、管渠工
 - ・側溝工(プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝)
 - ・縁石工
 - ・護岸工(海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工)
 - 護岸付属物工
 - (7) 基礎工(当該工種のICT活用工事を「ICT基礎工」という。) 原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。ただし、矢板工、既成杭工、場所 打杭工においては、ICT土工の対象工事において実施する。
 - ・基礎捨石工 (港湾)

- 矢板工
- 既成杭工
- •場所打杭工
- (8)ブロック据付工(当該工種のICT活用工事を「ICTブロック据付工」という。) 原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。
 - ·被覆·根固工、消波工(港湾)
- (9)構造物工(当該工種のICT活用工事を「ICT構造物工」という。) 原則として、ICT土工の対象工事において実施する。
 - 橋梁下部工
 - 擁壁工

(ICT活用工事)

- 第3条 ICT活用工事とは、次に示す施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。
 - (1) 一般土木工事(土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工・基礎工・構造物工)
 - ①起工測量

設計照査のために3次元データを作成する。

- ②3次元設計データ作成
- ①で作成した測量データと設計図書を用いて、ICT建設機械による施工及び3次元 出来形管理に用いる設計データを作成する。
- ③ I C T 建設機械による施工 ②のデータを用いて I C T 建設機械により施工を行う。
- ④出来形管理等の施工管理
 - 3次元計測データや施工履歴データ等による出来形確認を行う。
- ⑤3次元データの納品
 - 3次元データを納品する。
- (2) 港湾土木工事 (浚渫工・基礎工・ブロック据付工)
- ①起工測量

設計照査のために現況地形を3次元データで取得する。

- ②数量計算
 - ①で作成した測量データと設計図書を用いて、数量計算を行う。
- ③ICTを活用した施工
 - ICTを用いた施工管理装置により施工を行う。
- ④出来形管理等の施工管理

施工後の出来形を3次元データで取得し、①のデータと比較して出来形確認を行う。

- ⑤3次元データの納品
 - 3次元データを納品する。

(発注)

第4条 各発注機関は、一般土木工事の試行対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。 港湾土木工事の試行対象工事は、通常工事として発注する。

(ICT活用工事の実施手続)

- 第5条 ICT活用工事は、ICT活用工事が一般化するまでの当面の間、以下の発注方式による ものとするが、現場条件等を勘案し決定する。
 - (1) I C T 導入型

土工のうち、河床掘削工、除石工を含む発注工事を対象とする。

発注の積算基準は、ICT活用工事の積算基準を用いるものとする。発注機関は、対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事(ICT導入型)の対象とするこ

とを明示する。

(2)受注者希望型(一般十木工事)

ICT導入型の対象を除く工事を対象とする。

発注の積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。発注機関は、対象工事の 発注に当たり、公告文にICT活用工事(受注者希望型)の対象とすることを明示する。

受注者は、ICT活用工事の実施を希望する場合、協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。

(3)受注者希望型(港湾土木工事)

発注の積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。

受注者は、ICT活用工事の実施を希望する場合、協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。

※ICT活用工事として発注していない工事において、受注者から希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事設定した後は、受注者希望型と同様の取り扱いとする。

(費用計上)

第6条 発注者は、ICT活用工事(土工)積算要領、ICT活用工事(舗装工)積算要領、ICT活用工事(舗装工(修繕工))積算要領、ICT活用工事(作業土工(床掘))積算要領、ICT活用工事(地盤改良工(安定処理))積算要領、ICT活用工事(地盤改良工(中層混合処理))積算要領、ICT活用工事(地盤改良工(スラリー撹拌工))積算要領、ICT活用工事(砂防土工)積算要領、ICT活用工事(バックホウ浚渫船)積算要領により、積算する。また、浚渫工、基礎工、ブロック据付工は、国土交通省が定めたICT活用工事積算要領(浚渫工)、ICT活用工事積算要領(基礎工)、ICT活用工事積算要領(ブロック据付工)により、積算する。

(工事成績)

第7条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。

(監督・検査)

第8条 I C T 活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表1~9に 示す I C T 活用工事に関する基準により行うものとする。

表 1	ICT活用工事に関す	└る基準	(土工・舗装)	[・地盤改良工	法面工。	・付帯構造物設置工・	・基礎工・	・構造物工共通)	

段階	名称
	土木工事施工管理基準(案)(出来形管理基準及び規格値)
施工	土木工事数量算出要領(案)
	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類(帳票:出来形合否判定総括表)
検査	地方整備局土木工事検査技術基準(案)
快宜.	既済部分検査技術基準 (案)
納品	静岡県完成形状の3次元計測実施要領(案)

表2 ICT活用工事に関する基準(土工)

段階	名称
全般	静岡県ICT活用工事運用ガイドライン土工編(案)
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
旭上	静岡県施工履歴データによる土工の出来形管理要領(案)

	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
検査	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)
	(案)
	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)

- ※ TS・RTK-GNSSを用いた出来形管理は、原則として面管理とする。
- ※ 施工履歴データは、原則として県の基準を用いるものとする。

表3 ICT活用工事に関する基準(舗装工)

段階	名称
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
検査	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工編)
快鱼	(案)
	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)
	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)

表4 ICT活用工事に関する基準(浚渫工)

段階	名称
	マルチビームを用いた深浅測量マニュアル(浚渫工編)
施工	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(浚渫工編)
	3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)
検査	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(浚渫工編)

表5 ICT活用工事に関する基準(地盤改良工)

段階	名称
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
検査	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)
八五	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領領(固結工(スラリー撹拌工)編) (案)
起工	静岡県ICT活用工事運用ガイドライン土工編(案)
測量	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

表6 ICT活用工事に関する基準(法面工)

段階	名称
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
検査	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(案)

表7 ICT活用工事に関する基準(付帯構造物設置工)

段階	名称
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
検査	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工編)(案)
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)

表8 ICT活用工事に関する基準(基礎工)

	段階	名称
•	施工	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(基礎工編)※港湾工事のみ
		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
	検査	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)

表9 ICT活用工事に関する基準 (ブロック据付工)

段階	名称
施工	ICT 機器を用いた測量マニュアル(ブロック据付工編)

表 10 ICT活用工事に関する基準(構造物工)

	X = = = 1
段階	名称
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
検査	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
快鱼	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(構造物工(橋脚・橋台)編)(案)

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。